

(1)指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定…資料1

(2)指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の指導監査状況…資料2

質疑等なし

(3)第7期後期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(3年目)の進捗状況

…資料3-1、資料3-2

資料3-1 P34

(12)福祉人材確保対策事業

コロナ禍のため昨年は事業中止でしたが、今年度は是非実施して欲しいです。

例えばオンライン等感染予防に努めた形式での開催もよいかと思えます。

回答： 令和3年度については、介護基盤整備の観点から、支えあいの町づくり人材育成事業（介護人材育成事業）として、介護職員初任者研修を予定しています。

また、介護人材の定着や質・キャリアの向上、魅力発信など総合的な人材育成を実施する予定です。

資料3-1全般について

多種多様な事業の中で参加型の達成率が、コロナ感染予防のため低くなっていると感じました。この状態が感染収束後に上向きになっていくのだろうか懸念されます。より一層の働きかけが必要になっていくものと思えます。

回答： 新型コロナウイルス感染拡大防止による自粛等の影響を受け、特に屋内で多くの参加者が集うような事業や介護施設等が活動場所となるような事業の達成率は低くなっています。

住民主体の通いの場に対しては、生活支援コーディネーターがオンライン講座等、コロナ禍でもつながりを維持していくための手法や事例の紹介の実施、通いの場の主催者もコロナワクチンの接種状況等を見ながら、再開に向け準備をしているという声も聞こえてきています。

また、町では、自主活動を辞めた方や長期間お休みしている方の情報をもとに、電話や訪問等を実施し、活動再開や新たな活動へアプローチを続けていきます。

資料3-2全般について

高齢社会の中でそれぞれの人が、いつまでも健康でありたいとの意識が高くなってきているのではないかと感じました。今後も自立支援、介護予防、在宅サービスなどの事業の取り組みを多くの方に周知して行ってほしいと思います。

このような広範囲に行っている事業により、介護保険料が設定されていることも理解したいですね。

回答： 町としても介護保険制度の概要については、被保険者のみならず、これから被保険者となる若い世代も含め、広く周知していきたいと考えています。

まずは、広報すまいる7月号に保険料の概要について、掲載する予定となっています。

(4)認知症初期集中支援チーム検討委員会…資料4

質疑等なし

(5)令和2年度 地域包括支援センター事業報告 令和3年度 地域包括支援センター事業計画…資料5

質疑等なし

(6)地域包括支援センターの外部委託について…資料6

①現職員体制と外部委託後の配置予定人員の差が大きいが、個々の業務負担が多くなりすぎないか？また業務遂行に支障がないか？

	現行	委託
保健師	4	→ 1
社会福祉士	1	→ 1
主任ケアマネ	2	→ 1
その他	2	→ 0

回答： 現在の地域包括支援センターの職員体制は、在宅支援係と介護予防係2係から構成されており、地域包括支援センター業務の他に、介護予防や高齢者福祉に係る様々な業務を担っているため、職員数が多くなっています。

地域包括支援センター業務のみの場合、適切な人員体制であると考えています。

②「できる限り住み慣れた地域で暮らしたい」町民の願いを実現するために、本来この事業は行政が継続的にすべき事業と思われませんが、どのように考えておりますか。

回答： 町民の願いを実現するため、町が責任主体となり、外部委託後も業務を統括し、従来と同等の成果となるようきめ細かな伴走支援を行います。

③外部委託にする町民（独居、高齢者世帯、認知症高齢者）のメリットは何か。

回答： 少子高齢化社会に伴い、独居、高齢者世帯や認知症高齢者が増加している中で、相談に来られた時には既に支援や介護が必要な状態であることが多いこと等から、外部に委託可能なものは委託することで、民間と協働して地域全体で町民の福祉の向上を目指していける以下のことがメリットと考えています。

①町では介護予防の推進や早期からの相談支援体制を強化し、健康寿命の延伸につなげていきます。

②民間では専門職員の安定した維持が可能となり、経験を積み重ね、専門性の維持・向上により町民に対する相談援助技術の向上が更に図れるようになります。

④民間活力（企業は営利目的）が町民の福祉につながる理由は。

回答： 企業は利益を得ることを目的としますが、地域包括支援センターは、市町村が責任を持つこととなっており、公益性・公共性・中立性が求められるので、契約や仕様の中でそれらを謳い、伴走体制の中で注意を払っていきます。委託者と受託者がお互い切磋琢磨して福祉サービスの向上につなげていくことにより、地域全体の福祉の向上が図られると考えています。

⑤プロポーザル方式の場合、地元業者（企業）を優先するのでしょうか。

仮に町外業者が受けた場合、芽室町の地域福祉向上につながるとお考えですか。

回答： より質の高いサービスを提供できる事業者を広く公募し、受託候補者の選考に関しては芽室町地域包括支援センター運營業務プロポーザル審査委員会により決定することになりますが、地元業者であることをもって優先されるということではありません。

事業所の所在地に関わらず芽室町の運営方針に沿った事業の運営を伴走

し、芽室町の地域福祉の向上につなげていくよう努めていきます。

- ⑥町民は、町業務を委託することにサービスの低下や利用者の不便さを懸念すると思われしますので、委託に至った経緯や内容、決定事項は丁寧に説明していただきたいと思いを思います。

回答： 相談に来られた時には既に支援や介護が必要な状態であることが多いことから、早期の相談支援などが今後更に重要になることを踏まえ、民間に委ねられることが可能なものは委ね、行政は早期の相談支援・介護予防に軸をきっていくことを考えています。

また、町は、専門職員の維持が資格要件の厳格化により困難であることや、高齢化に伴うケアプラン作成数の増加によりマンパワーの不足などの課題もあります。

町が介護予防の推進や早期からの支援相談体制を強化するとともに、民間活力と協働して福祉の向上を目指していきます。

町が責任主体として外部委託を行い、委託後も関与を続け、町の運営方針に基づき事業を実施できるよう総括し、伴走支援を行い、情報共有、連携を図り、サービスの低下や町民へのご不便をおかけすることのないよう努めていきます。

また、町民のみなさまには、決定事項に関して、適宜、情報提供を行っていきます。